

令和6年第1回

瑞浪市議会臨時会議案

令和6年1月29日

目 次

議第 1 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
--------	----------------------------------

議第 1 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項を次のように改める。

3 戸籍法 （昭和 2 2 年法律 第 2 2 4 号。以下 この項に おいて「 法」とい う。）の 施行に関 する事務	1 法第 1 0 条第 1 項若しくは は第 1 0 条の 2 第 1 項若し くは第 3 項から第 5 項まで の規定に基づく戸籍の謄本 若しくは抄本の交付又は法 第 1 2 0 条第 1 項若しくは 第 1 2 0 条の 2 第 1 項の規 定に基づく戸籍証明書の交 付	戸籍謄抄本 又は戸籍証 明書交付手 数料	1 通につき 4 5 0 円
	2 法第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは 第 3 項から第 5 項までの規 定に基づく戸籍に記載した 事項に関する証明書の交付	戸籍記載事 項証明書交 付手数料	証明事項 1 件につき 3 5 0 円
	3 法第 1 2 0 条の 3 第 2 項 の規定に基づく戸籍電子証 明書提供用	戸籍電子証 明書提供用	1 件につき 4 0 0 円

<p>明書提供用識別符号の発行 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>識別符号発行手数料</p>	
<p>4 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5</p>	<p>除籍謄抄本又は除籍証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>

<p>項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付</p>		
<p>5 法第12条の2において準用する法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき 700円</p>

<p>書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>7 法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届書等証明書交付手数料</p>	<p>1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円</p>
<p>8 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等</p>	<p>届書等閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円</p>

	情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	
--	-----------------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

